

# 令和2年度第2回 東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会 次第

日時 令和3年3月24日(水)

午前10時より

場所 海野宿ふれあいセンター2階

○委嘱書交付

1 開 会

2 あいさつ

3 報告案件

(1) 令和2年度国庫補助による修理事業の進捗状況について

(2) 現状変更行為の許可状況について

(3) 東御市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部改正について

4 審議事項

(1) 令和3年度国庫補助による修理事業について

5 閉 会

(3) 東御市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部改正について

東御市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成16年東御市教育委員会規則第24号)  
新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(審議会の委員の除斥)</u></p> <p><u>第12条 委員は、自己又は利害関係を有する者に係る審議については、当該審議に加わることができない。ただし、審議会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。</u></p> <p><u>第13条</u> (略)</p>	<p>第12条 (略)</p>